

# 実験動物の授受に関するガイドライン

## － マウス・ラット編 －

国立大学法人動物実験施設協議会

制定 昭和 59 年 5 月 31 日

改訂 平成 5 年 5 月 20 日

平成 10 年 5 月 15 日

平成 11 年 5 月 14 日

平成 13 年 5 月 25 日

平成 18 年 5 月 19 日

### 1. 目的

本ガイドラインの目的とするところは、実験動物の授受に際して、譲渡者、譲渡者が利用する施設の管理者（以下「譲渡施設管理者」という）、譲受者、ならびに譲受者が利用する施設の管理者（以下「譲受施設管理者」という）が本ガイドラインを相互に遵守することによって実験動物の福祉面への配慮、病原微生物の伝播防止、輸送中の事故防止、ならびに授受動物の系統保持等を図ろうとすることにある（「図 1：実験動物授受の流れ」参照）。なお、遺伝子組換え動物等の授受にあつては、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「遺伝子組換え生物等規制法」という）」及び関連法令に従うことが前提となる。

### 2. 適用範囲

- (1) 国立大学法人動物実験施設協議会施設、公私立大学実験動物施設協議会施設及びそれを利用する研究者間における実験動物の授受は、本ガイドラインに従うものとする。
- (2) 前項以外の他機関及びその研究者と実験動物を授受する際にも、本ガイドラインに準じて実施する。

### 3. 譲渡動物

- (1) 譲渡動物は、臨床的に異常を認めず、病原微生物を保有しないことを原則とする。なお、マウス・ラットのエクセレント（E）、コモン（C）、ミニマム（M）の各ステータス別に検査を行うべき項目は「表 1：微生物学的モニタリング対象微生物および寄生虫」に示すものとする。
- (2) 譲渡動物は、譲渡者が維持している動物とする。
- (3) 譲渡動物数は、譲受者が維持・研究を行う上で必要最小限度の動物数とする。

### 4. 譲渡者

- (1) 譲渡者は、できるだけ正確な譲渡動物の微生物学的ステータスを把握し、譲受者への情報提供に努めること。
- (2) 譲渡者は、譲渡施設管理者の協力下に「様式 4：実験動物授受のための動物健康及び飼育形態調査レポート」（以下「調査レポート」という）を作成し、譲渡動物の衛生管理に関する情報を譲受者に伝えること。
- (3) 譲渡者は、系統名（亜系統名がある場合は亜系統名）、近交世代数、生年月日、標識遺伝子、特徴など、譲渡動物の特性に関する情報を譲受者に伝えること。
- (4) 譲渡者が「遺伝子組換え生物等規制法」に係わる動物等を譲渡する場合は、同法及び関連法令に従い「様式 2-2：遺伝子組換え生物等の譲渡・提供・委託に際しての情報提供書」で譲

渡動物に関する情報を譲受者に提供すること。

- (5) 譲渡者は、当該動物の開発者の権利を尊重し、使用制限事項（特許、登録商標、その他の知的所有権等）がある場合には、譲渡承諾書にその旨明記し、譲受者に伝えること。なお授受に関する契約書 MTA（Material Transfer Agreement）が存在する場合はこれを添付することが望ましい。

## 5. 譲渡施設管理者

譲渡施設管理者は、譲渡者から微生物検査成績書及び調査レポートの作成を依頼されたときは、譲渡者と協力して報告書を作成すること。

## 6. 譲受者

- (1) 譲受者は、譲渡者からの微生物検査成績書、調査レポートを譲渡動物の導入前に譲受施設管理者に提出し、その指示に従うこと。
- (2) 譲受者は、譲渡者から微生物検査成績書を得られない場合、譲受施設管理者の指示に従うこと。
- (3) 譲受者が遺伝子組換え動物等の譲渡を受けるときは、「遺伝子組換え生物等規制法」及び関連法令に従い、国動協の「遺伝子組換え動物等取扱いに関する考え方」を参考にして、動物の導入前に、所属機関の許可及び譲受施設管理者の承諾を得ること。
- (4) 譲受者は、譲渡者からの実験動物に関する情報を保管すること。特に遺伝子組換え動物等の場合は、提供された情報を必ず、所属機関において遺伝子組換え実験を担当する委員会に提出すること。
- (5) 譲受者は、譲渡動物が譲渡者からの情報と異なるとき、あるいは新しい知見を得たときは、譲渡者に報告すること。
- (6) 譲受者は、譲渡動物に関する開発者の優先権を尊重し、使用制限事項（特許、登録商標、その他知的所有権等）がある場合には、それを遵守すること。
- (7) 譲受者は、譲渡を受けた動物を学術研究にのみ使用し、商業目的に使用したり、譲渡者の了解を得ずに第三者に譲渡しないこと。
- (8) 譲受者は、譲渡動物を用いた研究成果を公表する場合には、論文等に開発者の名または開発者の文献を記載するとともに、その別刷り 1 部を譲渡者に送付すること。

## 7. 譲受施設管理者

- (1) 譲受施設管理者は、譲受者と協力して微生物検査成績書、調査レポートの収集に努め、それらの書類を保管すること。外国から輸入の際には、輸出国政府機関発行の「衛生証明書」をあわせて保管すること。
- (2) 譲受施設管理者は、収集した情報を参考にして譲渡動物の施設搬入許可、飼養場所を決定すること。更に、必要な場合には、一定期間隔離飼育して検疫を実施すること。

## 8. 授受の方法、輸送中の事故防止、その他

- (1) 譲渡の申込み、承諾及び受領の確認は各々「様式 1：実験動物の譲渡依頼書」、「様式 2-1：譲渡承諾書」、「様式 3：動物受領書」によることとし、譲渡者及び譲受者はこれらの書類を保管すること。また譲受施設の管理者は、これらの書類を保管することが望ましい。
- (2) 譲渡者及び譲受者は、実験動物の輸送に際して、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」の第 3 条第 2 項に留意し、実験動物の福祉、健康、安全面への配慮と実験動物による事故の防止に努めること。特に、遺伝子組換え動物等の輸送に際しては、「遺伝子組換え生物

等規制法」及び関連法令に従い、拡散防止に最善の配慮をすること。

- (3) 施設の管理者は、本ガイドラインの趣旨が活かされるよう、平素から施設内の実験動物の微生物学的状態等について把握できる体制の整備に努めること。

## 9. 付記

- (1) 微生物検査メニューの追加・削除等の見直しを行うため、3～5年に一度の頻度で再評価作業を行う。
- (2) 凍結胚・凍結配偶子による実験動物の授受が今後増加する傾向にある。清浄性、輸送コストを考慮すると、この方法はアドバンテージが高いと思われるので、近い将来この方法が主体になることを視野に入れて、各施設において技術の習得等、準備に努めることが重要である。

図1 (第1 関係)

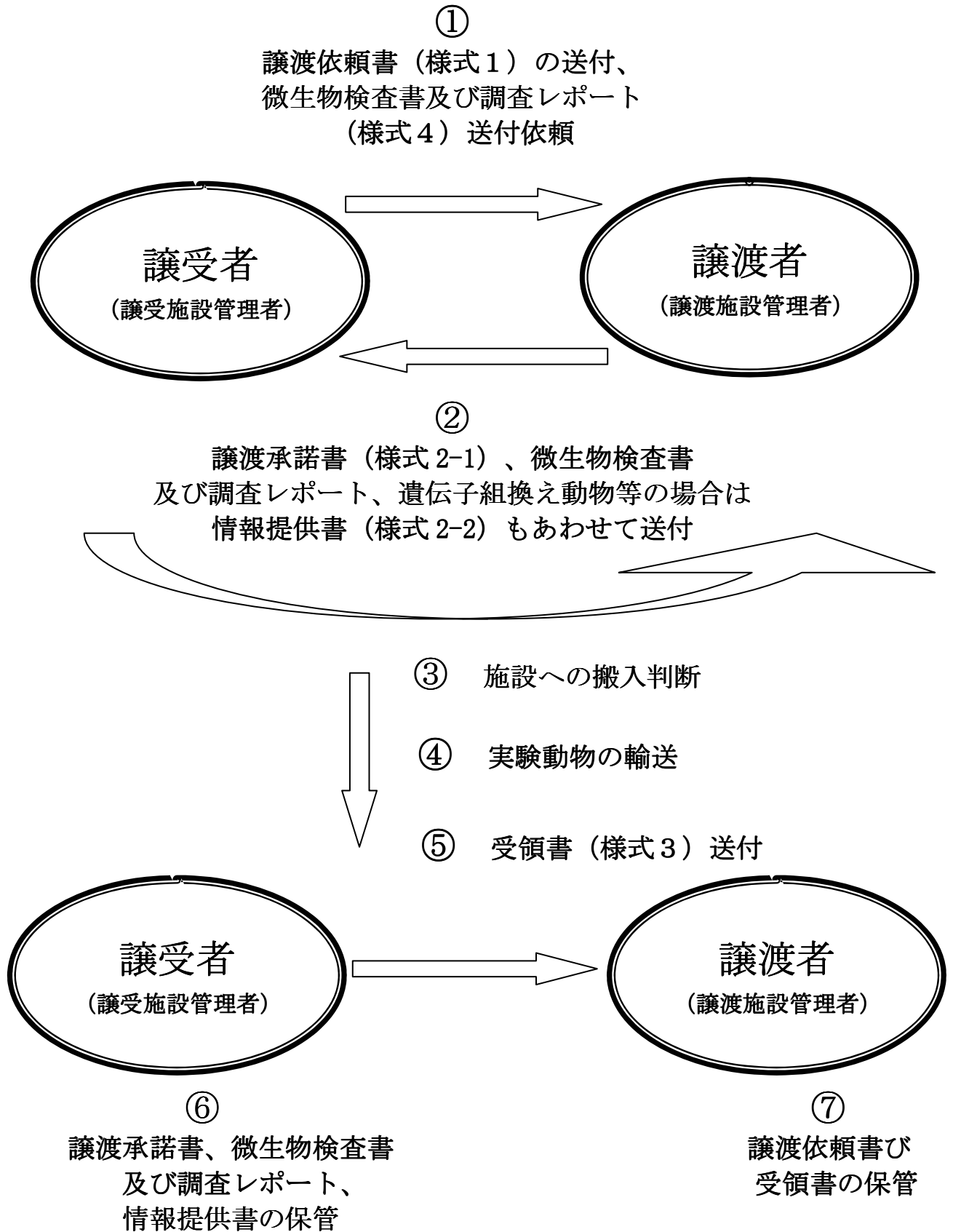


図1. 実験動物授受の流れ

年 月 日

NO. \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
大学

\_\_\_\_\_  
殿

所属  
氏名  
連絡先  
電話/FAX  
E-mail

## 実験動物の譲渡依頼書

下記の実験動物の譲渡をお願いいたします。

### 記

動物種

系統名等

譲渡希望数

譲渡を希望する理由 (差し支えのない範囲で)

なお、譲渡を受けるにあたり、「実験動物の授与に関するガイドライン」に従うとともに、特に次の事項を遵守することを誓います。

1. 本動物に関する開発者の優先権を尊重し、使用制限事項 (特許、登録商標、その他の知的所有権等) がある場合には、それを遵守いたします。
2. 譲渡を受けた動物は、学術研究にのみ使用し、商業目的に使用したり、譲渡者の了解を得ずに第三者に譲渡することはいたしません。
3. 譲渡動物を用いた研究成果を公表する場合には、論文等に開発者の名または文献を記載するとともに、別刷り1部を譲渡者に送付いたします。

年 月 日

NO. \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 大学

\_\_\_\_\_ 殿

所属  
氏名  
連絡先  
電話  
FAX  
E-mail

印

## 実験動物の譲渡承諾書

先に、譲渡依頼書により依頼のあった下記の実験動物の譲渡を承諾いたします。

### 記

動物種

系統名等

譲渡可能数

使用制限事項 (特許、登録商標、その他の知的所有権等)

なお、譲渡は「実験動物の授受に関するガイドライン」に従って行います。さらに、遺伝子組換え動物等に関する情報は様式 2-2 で提供します。

## 遺伝子組換え動物等の譲渡・提供・委託に際しての情報提供書

本遺伝子組換え動物等は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二条第 6 項に定める「第二種使用等」を行っているものであるので、同法第二十六条及び同法施行規則第三十二条の規定により、以下の通り情報を提供します。

大臣確認の要否	<input type="checkbox"/> 要 ・ <input type="checkbox"/> 否	
拡散防止措置の区分	<input type="checkbox"/> P1A, <input type="checkbox"/> P2A, <input type="checkbox"/> P3A, <input type="checkbox"/> 特定飼育区画, <input type="checkbox"/> 特定網室	
宿主（または親動物）の名称		
組換え核酸（または複製物）の名称 (名称がないか不明な場合はその旨を記載)		
遺伝子組換え実験承認番号	第	号
譲渡者の 連絡先	氏名	
	住所・連絡先	〒  Tel : Fax : e-mail :
その他（特に適切に取り扱うために必要な情報）		
※遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第十六条第一号，第二号又は第四号に基づく使用を行っている場合はその旨記載してください。		

\_\_\_\_\_  
大学

\_\_\_\_\_  
殿

所属  
氏名  
連絡先  
電話  
FAX  
E-mail

印

## 譲渡動物受領書

下記の譲渡動物を確かに受領いたしました。

記

譲渡依頼書 NO. \_\_\_\_\_

動物種

系統名等

匹数



## 実験動物授受のための動物健康及び飼育形態調査レポート - Rodent Transfer Report -

本レポートは、譲受施設における譲渡動物の受け入れの際に参考資料として活用されますので、是非回答の程ご協力をお願いします。

### 1. 動物の健康に関して

- A. 譲渡動物名： \_\_\_\_\_
- B. 譲渡動物に関するこの健康調査レポートは、貴施設におけるどの動物に対しての情報提供ですか？  
 貴施設の全動物  譲渡動物が飼育されていた部屋の動物のみ
- C. 貴施設では、動物の微生物モニタリングについて、実験動物の授受に関するガイドライン（国動協）または実験動物のモニタリングに関する指針（公私動協）に準拠していますか？  
 はい  いいえ
- D. 貴施設では、動物の微生物モニタリングをどのくらいの頻度で行っていますか？  
 1回未満/年、 1回程度/年、 2回程度/年、 3回程度/年、  
 4回程度/年、 6回以上/年、 その他
- .....
- .....
- E. 微生物モニタリングに提供された動物は次のどちらですか？また、検査動物数をお答え下さい。  
 モニター（センチネル）動物（検査動物数： \_\_\_\_\_ 匹）  
譲渡動物と（ 同じケージ、 同じラック、 同じ飼育室、 同じ飼育区域）内で飼育  
 無作為抽出動物（検査動物数： \_\_\_\_\_ 匹）  
譲渡動物と（ 同じケージ、 同じラック、 同じ飼育室、 同じ飼育区域）内で飼育
- F. この健康調査レポートを提出する以前に、疾病上の問題が生じたことがありますか？  
（注：少なくとも最近1年以内に起きた問題については必ず記入して下さい。）
- ①施設全体上の問題  
 はい  いいえ（“はい”の場合、支障がなければそのレポート等のコピーを提出して下さい。）
- ②譲渡動物に関連する問題  
 はい  いいえ（“はい”の場合、支障がなければそのレポート等のコピーを提出して下さい。）
- G. 貴施設では信頼のおけるブリーダー以外からの動物を検査せずに導入することが有りますか？  
 はい  いいえ（“はい”の場合は、検査しなかった理由を以下に説明して下さい。また隔離しないしは後日検査をしましたか？）
- .....
- .....

- H. 今回の譲渡動物は上記の信頼おけるブリーダー以外の動物と同室で同居していますか？  
 はい  いいえ（“はい”の場合、支障がなければ上記の動物についての健康状態に関する資料のコピーも提出して下さい。）

## 2. 譲渡動物の飼育形態について

- A. 貴施設における譲渡動物の飼育形態はいずれと考えますか？  
 バリア・SPF（完全滅菌のブーツ、マスク、ガウン使用や入域制限区域など）  
 準 SPF 扱い（高性能フィルターによる空調、滅菌済み飼育器材類使用、しかし一般的実験衣服、入域制限なしなど）  
 コンベンショナル（未滅菌飼育器材類の使用、オープンケージなど）  
 その他（以下に具体的に記入して下さい。）
- .....
- .....

- B. 譲渡動物に対して最近よく使用されているマイクロアイソレーター・ケージや一方向性気流方式飼育装置などを使用していますか？  
 はい  いいえ（“はい”の場合、次のどの装置ですか？）  
 マイクロアイソレーター・ケージ、 フィルタートップ・ケージ、 クリーン・ラック類、 一方向性気流方式飼育装置、 その他（ ）
- C. 同一飼育室で複数の動物種を飼育していますか？  
 はい  いいえ
- D. 譲渡動物が飼育されている部屋で、繁殖は行われていますか？  
 はい  いいえ

## 3. 譲渡動物についてなにかコメントがあれば以下に記入して下さい。

.....

.....

---

---

回答者（譲渡者及び譲渡施設管理者）

1. 譲渡者氏名： \_\_\_\_\_ 2. 譲渡施設管理者氏名： \_\_\_\_\_

TEL

TEL

FAX

FAX

E-mail

E-mail

3. レポート作成日：平成 年 月 日

表1 (第3関係)

## 表1 微生物学的モニタリング対象微生物および寄生虫

国立大学法人動物実験施設協議会施設及び公私立大学実験動物施設協議会施設における実験用マウスおよびラットに対する微生物学的モニタリングの対象として、この表に示す微生物および寄生虫の検査を推奨する。これらの検査成績を、施設の衛生管理や動物の相互分与時の検疫の参考とする。

なお、検査成績評価の参考として、日本実験動物協会/ICLAS モニタリングセンターによる微生物のカテゴリー(\*)、発生頻度(\*\*)のスコア(☆が多いほど高い)を示し、これらを総合的に判定して微生物学的ステータスを以下の3種に分類するとともに、定期検査と不定期検査に分類する。

## マウス

Pathogen	カテゴリー(*)	発生頻度(**)	ステータス	定期/不定期検査
Mouse hepatitis virus	B	☆☆☆	Min	定期
Sendai virus (HVJ)	B	☆☆☆	Min	定期
Ectromelia virus	B		Min	不定期
Lymphocytic choriomeningitis virus	A		Min	不定期
Mouse rotavirus(EDIMV)	B/C	☆☆	Com	不定期
Mouse parvovirus(MVM/MPV)	C	☆☆	Com	不定期
Mouse encephalomyelitis virus(TMEV)	C	☆☆	Com	不定期
Pneumonia virus of mice(PVM)	C	☆☆	Com	不定期
Mouse adenovirus	C	☆	Com	不定期
Reovirus type 3	C	☆	Com	不定期
Lactate dehydrogenase elevating virus	C	☆☆	Com	不定期
<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B	☆☆☆	Min	定期
<i>Salmonella</i> spp.	A	☆	Min	定期
<i>Clostridium piliformis</i> (Tyzzer's organism)	C	☆☆	Min	定期
<i>Corynebacterium kutscheri</i>	C	☆☆	Min	定期
<i>Pasteurella pneumotropica</i>	C	☆☆☆	Com	定期
Cilia-associated respiratory (CAR) bacillus	C	☆☆	Com	不定期
<i>Citrobacter rodentium</i> ( <i>Escherichia coli</i> 0115 a, c;K(B))	B/C	☆	Com	不定期
<i>Helicobacter hepaticus</i>	C	☆☆	Com	不定期
<i>Pseudomonas aeruginosa</i>	D/E	☆☆☆	Ex	定期/不定期
<i>Staphylococcus aureus</i>	D/E	☆☆☆	Ex	不定期
<i>Pneumocystis carinii</i>	D	☆☆	Ex	不定期
Pathogenic protozoa				
<i>Giardia muris</i>	C	☆☆	Com	定期***
<i>Spiroucleus muris</i>	C	☆☆	Com	定期***
Nonpathogenic protozoa				
Trichomonads etc.	E	☆☆☆	Ex	定期***
Helminthes (Pinworms)	C	☆☆☆	Com	定期***

ラット

Pathogen	カテゴリー (*)	発生頻度 (**)	ステータス	定期／不定期検査
Sialodacryoadenitis virus (SDAV)	B	☆☆☆	Min	定期
Sendai virus (HVJ)	B	☆☆☆	Min	定期
Hanta virus	A	☆	Min	定期
Rat parvovirus (KRV/H-1/RPV)	C	☆☆	Com	不定期
Mouse encephalomyelitis virus (TMEV)	C	☆	Com	不定期
Pneumonia virus of mice (PVM)	C	☆	Com	不定期
Mouse adenovirus	C	☆	Com	不定期
Reovirus type 3	C	☆	Com	不定期
<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B	☆☆☆	Min	定期
<i>Salmonella</i> spp.	A	☆	Min	定期
<i>Clostridium piliformis</i> (Tyzzer's organism)	C	☆☆	Min	定期
<i>Corynebacterium kutscheri</i>	C	☆☆	Min	定期
<i>Bordetella bronchiseptica</i>	C	☆☆	Min	定期
<i>Pasteurella pneumotropica</i>	C	☆☆☆	Com	定期
<i>Streptococcus pneumoniae</i>	C	☆	Com	不定期
Cilia-associated respiratory (CAR) bacillus	C	☆☆	Com	不定期
<i>Pseudomonas aeruginosa</i>	D/E	☆☆☆	Ex	定期／不定期
<i>Staphylococcus aureus</i>	D/E	☆☆☆	Ex	不定期
<i>Pneumocystis carinii</i>	D	☆☆	Ex	不定期
Pathogenic protozoa				
<i>Giardia muris</i>	C	☆☆	Com	定期***
<i>Spiroplasma muris</i>	C	☆☆	Com	定期***
Nonpathogenic protozoa				
Trichomonads etc.	E	☆☆☆	Ex	定期***
Helminthes (Pinworms)	C	☆☆☆	Com	定期***

(\*) 「実験動物の微生物モニタリングマニュアル」日本実験動物協会／ICLAS モニタリングセンター編集、日本実験動物協会、1988。ここでは、本マニュアルのカテゴリーに沿って新たな微生物・寄生虫も追加分類した。

(\*\*) ☆：過去 20 年程度に国内での発生わずかにあり、☆☆：時々あり、☆☆☆：頻繁にあり、無印：全くなし。(\*\*\*）小腸および大腸内容物の鏡検

微生物学的ステータス（微生物学的状況）

**Minimum**：これらの微生物検査は陰性であること。

**Common**：これらの微生物検査は陰性であることが望ましい。特に系統維持動物は陰性であることをめざす。

**Excellent**：これらの微生物は、高度の免疫不全動物や免疫抑制実験では陰性であることが望ましい。しかし、これらを周辺環境から完全に排除するには厳密な管理と設備が必要であり、通常の実験においては存在の可否を問わない。

## 定期／不定期検査の考え方

定期検査とすべきものは、カテゴリー、発生頻度、ステータス、飼育環境の指標としての意義、検査体制の現状等を総合的に判断したものである。不定期検査は、飼育施設の状況や実験目的に応じて、随時検査を行うものであるが、将来的に国内の検査体制の整備や検査キットの開発に応じて定期検査とすべきである。